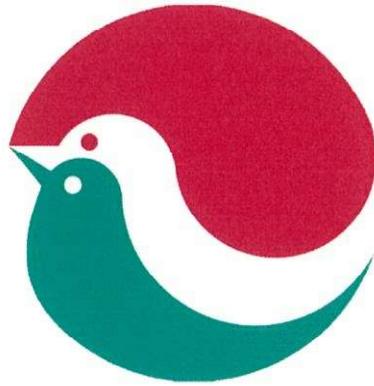


要望書

令和8年2月12日



公益社団法人北海道宅地建物取引業協会

苫小牧支部

令和8年2月12日

苫小牧市長
金澤 俊 殿

苫小牧市表町5丁目10番7号
公益社団法人
北海道宅地建物取引業協会苫小牧支部
支部長 渡邊 武志

拝啓 平素は当協会に対しまして特段のご配慮を賜り、心よりお礼申し上げます。
毎年、貴殿に対し当協会より要望事項を取りまとめ要請のところ、都度真摯に受け止めていただき、各部局において検討のうえご回答いただいておりますことを重ねてお礼申し上げます。
本年度は、当協会より下記事項につきまして要望させていただきます。
何卒、ご検討下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

① 空き家対策について

ここ数年、苫小牧市が主催する空き家相談会に当協会より相談員を派遣し、空き家を所有する市民の相談を聞いてまいりましたが、この相談の中には、空き家の解体の相談だけでなく、売却や賃貸などの利活用についての相談も多くありました。

このことから、相談には申し込みされていないが空き家の処分・利活用に悩んでいる市民がまだまだいると思われまます。

かねてより、空き家等解体補助金制度について、対象者の条件の緩和・対象空き家の範囲の拡大・予定件数を増加等の制度見直しを要望させていただいております。

空き家が使用不能な状態になることを防ぐ観点からも、空き家等解体補助金の相談・申し込みに来た方に対し、空き家の利活用のご提案や当協会をご紹介いただくなど、苫小牧市と当協会が連携して空き家対策に取り組んでいけるよう重ねて要望いたします。

② 駅前再開発について

今年、駅前再開発についてパートナー事業者が決定し、いよいよ基本計画が策定されていくことと存じます。

昨年も要望させていただきましたが、苫小牧市におかれましては、テナント誘致や宅地建物取引が行われるような場面では、地元宅地建物取引業者が優先して事業に参加できるよう、当協会と連携して取り組んでいただきますよう要望いたします。

③ ラピダス関連および苫小牧市進出企業の情報の共有について

当協会と苫小牧市において、企業進出促進等に関する協定書を締結させていただき、新規立地や拠点拡充を求める企業に対し、物件情報や居住地情報についてスムーズに提供が行える体制づくりを進めてまいりました。

今後も更なる協力体制を構築できるよう、苫小牧市としての誘致活動の状況報告、将来行われる可能性のある用途地域変更の情報提供、また当協会としての意見を聞いていただく場として、意見交換会を実施していただけるよう要望いたします。

④ 住宅確保要配慮者への対応について

高齢者、低所得者、障害者、子育て世帯等の住宅確保に配慮が必要な方（住宅確保要配慮者）が増加しており、住宅セーフティネット制度の一層の推進が重要であると当協会では考えております。

つきましては、地域における安全で安心できる居住環境の整備を図るため、次の2点を要望いたします。

1. 見守り機器設置等補助金の創設

高齢者等の単身入居者が増加する中、居住の安定性を確保するためには、見守りセンサー、緊急通報装置との機器導入が有効です。

しかし、民間賃貸住宅のオーナーや仲介業者が導入するには初期日費用の負担が大きく、普及が進んでいない現状があります。

札幌市ではセーフティネット住宅が対象ではありますが、補助金制度が導入されています。

つきましては、苫小牧市におかれましても、見守り機器・設備に対する補助創設のご検討をお願いいたします。

2. 居住支援法人設立の支援について

苫小牧市では、住宅確保要配慮者への伴奏支援を行う居住支援法人が未設立であり、適切な支援制度の構築に課題があります。

つきましては、当協会としてできることは協力いたしますので、地域福祉団体・NPO法人等との連携促進、法人設立への助言、財政支援を通じて早期に居住支援法人が設立されるよう働きかけをお願いいたします。

⑤ 相続登記義務化の周知強化について

令和6年4月1日から相続登記が義務化され、苫小牧市におかれましても、当協会からの要望に基づき周知の徹底をしていただいていることと存じます。

令和6年4月1日以前に相続登記義務が発生した案件につきましては、令和9年3月31日が猶予期限となり、その日を過ぎると過料を支払う義務が生じます。

登記義務の発生が近年の対象者は、義務について認知している方が多いと思われる

ますが、相続未登記のまま放置されている物件については、当事者であると認知されていない方がいると思われま

す。苫小牧市におかれましては、固定資産税納付者と登記簿上の所有者が違うケースを把握しているのであれば、固定資産税納付者に相続未登記に該当しないか確認の文章を送付する等の対応をしていただき、猶予期限である残りの約1年で少しでも多くの登記がなされるよう、周知の強化を要望いたします。

⑥ 国家試験である宅建士試験の試験会場について

当協会では、公益社団法人の公益事業として、国家試験である宅地建物取引士資格試験を毎年10月の第3週に実施しております。

苫小牧では例年400人程度が受験し、一昨年度までは北洋大学を受験会場としてお借りしておりましたが、昨年より高校を併設する関係から会場としての使用をお断りされ、グランドホテルニュー王子と苫小牧地域職業訓練センターの2会場を試験会場といたしました。

宅建士試験は受験者数が多く、適切な収容能力と安全性を備えた会場の確保が極めて重要であり、来年完成する新しい苫小牧市民会館は、立地・設備・収容人数の面で大変優れ、宅建士試験の会場として適した施設であると考えております。

つきましては、来年以降の宅建士試験の会場として利用できるようにご検討いただきたく、また、宅建士試験は全国统一試験であることから、早期に会場を確保する必要があることから、一般の利用予約開始時期より早期の調整・予約確保についてご配慮いただきたく要望いたします。

⑦ 北海道日本ハムファイターズの2軍本拠地の誘致について

北海道日本ハムファイターズの2軍本拠地移転に関し、報道にもありますとおり、苫小牧市、札幌市、北広島市、恵庭市、江別市、千歳市の6市が誘致を検討しています。

苫小牧市は、空港や港、高速道路のアクセスにも優れ、豊かな自然環境とスポーツ文化が融合する地域であり、プロ野球2軍施設として極めて適した環境であると考えられます。

また、誘致を望む署名も令和7年11月末の段階で5万人を超えており、まだまだ署名が増えている状況ですので、市民の期待も証明されております。

2軍施設の誘致が実現すれば、地域経済の活性化、観光促進、次世代育成、定住促進など、当協会会員企業のみならず多方面にわたる効果が期待されます。

苫小牧市におかれましては、当協会も協賛しております期成会「北海道日本ハムファイターズ2軍施設を誘致する会」をはじめとする様々な団体と協力し、誘致に向け積極的な対応と支援をご検討くださいますよう要望いたします。

以上